

令和 7 年度 与那原町

保育士・教員修学資金貸付事業

(条件付き返済免除型)

申し込み期間：令和 7 年 11 月 5 日（水）～令和 8 年 2 月 17 日（火）

※郵送可 2/17 日必着

1 貸付額

(1) 短期大学・専門学校等

入学金 100,000 円以内

授業料 1,000,000 円以内（年間：500,000 円以内）

貸付限度額 1,100,000 円（1 学年 600,000 円、2 学年 500,000 円）

2 貸付対象者

(1) 短期大学・専門学校（保育士）

保育士養成学校に在学又は合格通知を受けた者で次の各項に該当する者。

- ① 家庭の状況から、誠に貸付が必要となる者。
- ② 保育士養成学校卒業後、与那原町内の特定保育施設で、週 30 時間以上、2 年を超えて保育業務に従事する者

(2) 短期大学（幼稚園教諭・教員）

教員養成学校に在学又は合格通知を受けた者で次の各項に該当する者。

- ① 家庭の状況から、誠に貸付が必要となる者。
- ② 教員養成学校卒業後、幼稚園教諭又は教員免許二種免許状取得者で、県内の幼稚園又は学校で 2 年を超えて教諭業務に従事する者

【注意事項】

※与那原町在住または修学で与那原町から転居した方が対象になります。

※卒業後に、上記条件の勤務に従事した場合は、貸付資金は返済不要となります。

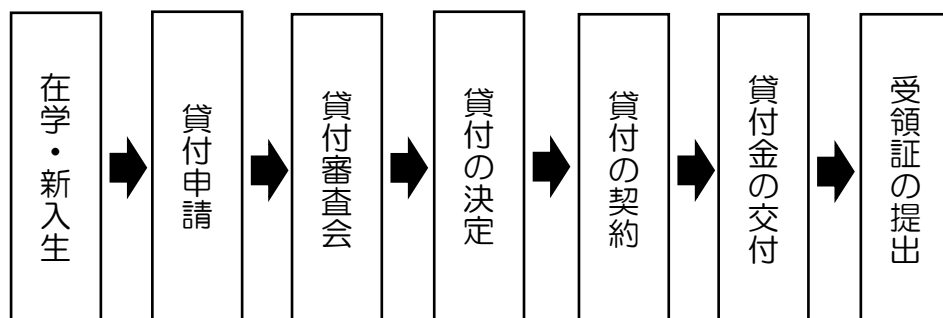
3 申し込み方法

以下の申請書類を揃えて、与那原町役場子育て支援課へ提出してください。

- (1) 合格通知書又は在学証明書
- (2) 成績を証明する書類
- (3) 住民票謄本（続柄記載）
- (4) 所得証明書（申請者及び収入のある世帯員）
- (5) 与那原町保育士及び教員修学資金貸付申請書（様式第1号）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 連帯保証人の住民票及び所得証明書
- (8) その他必要書類

4 修学資金貸付申請の流れ

(1) 貸付までの流れ



(2) 継続貸付について

「貸付申請」では、2年間の授業料を含めた貸付金を申請してもらいます。

ただし、2年目の継続貸付けについては、在籍する学校等の成績により、継続の可否について決定します。

(3) 卒業後について

卒業後は、与那原町内の特定保育施設で保育士として従事している期間、または県内の幼稚園・学校等で教諭業務に従事している期間は、返済猶予となります。

その後、修学資金を借り受けた期間と同じ期間以上に保育士・幼稚園・教員業務に従事した場合は、返済免除となります。

(4) 中途退学について

保育士養成学校等に入学後、途中で退学した場合は、その事由により修学資金を返還しなければならない場合があります。

(5) その他

虚偽による貸付申請や養成学校等に入学しなかった場合などは、貸し付けた修学資金は全額返済となります。

◎お問い合わせ先

与那原町役場 子育て支援課 新里 TEL 945-6520 FAX 944-3365